

平成 17年 4月 19日  
総 長 裁 定

## 国立大学法人東京大学安全衛生理念

国立大学法人東京大学は、教職員、学生および学内にて事業活動に参加する全ての人の安全と健康の確保は大学の活動の根幹をなすものであることを認識し、安全かつ快適な教育研究環境および労働環境を確保し、それを維持・向上するために国立大学法人東京大学安全衛生基本方針を定め、必要な資源を投入し、継続的にその基本方針に沿った活動を行う。

## 国立大学法人東京大学安全衛生基本方針

1. 安全衛生を推進するために必要な組織を整備し、責任の所在の明確化を行う。
2. 東京大学の事業活動における、教職員、学生および公衆に対する安全衛生にかかわるリスクを特定し、科学的にその評価を行う。
3. 上記のリスクを抑制するために、安全衛生状態の監視を含めた適切な対策を実施する。
4. 上記のリスクに関する情報および対策に関する情報を個人・組織または関係団体に対して適切な方法で伝える。
5. 東京大学の事業活動に対して適用される法令を遵守するとともに、必要な基準を定め、それを適用する。
6. 科学的妥当性を考慮した安全衛生活動に対する適正な法令や基準を作成するために関係政府機関および学術関連団体などに協力する。
7. 安全衛生管理において収集された個人情報およびその他の情報を適正に管理するために必要な保護を行う。
8. 東京大学安全衛生基本方針の遵守状況と安全衛生管理活動の適正な評価を行う。